

告示

埼玉県告示第千十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
久喜東クリニック	久喜市青毛四―三―一二くき翔裕館一階	令和四年七月三十一日
八潮駅前ひぐちクリニック	八潮市大瀬六―一―六Bivi八潮一階C	令和四年七月三十一日
大林医院	児玉郡上里町七本木三三二	令和四年六月一日
泉整形外科内科	桶川市泉一―八―一七	令和四年八月十五日
入間キリン歯科クリニック	入間市上藤沢六四七―三	令和四年三月三十一日
山中歯科医院	東松山市元宿二―一〇―四	令和二年十月二日
山中歯科医院	東松山市元宿二―一〇―四	令和四年六月三十日

店 セイジョー薬局 桶川	大信薬局 大野原店	のもと薬局	原田薬局	店 アイン薬局 つくば	さくら薬局 熊谷箱田店	所沢クローバ薬局	クローバー薬局	関口歯科医院
桶川市若宮一―四	秩父市大野原四二九―三	東松山市下野本一五〇―二	熊谷市弥生一―六三―六弥生廣瀬ビル 一F	熊谷市星川二―四五	熊谷市箱田一―四―八	所沢市東住吉九―三	戸田市上戸田二―三三―一	秩父郡皆野町皆野二三六八―一
日 令和四年六月三十	一日 令和三年十月三十	一日 令和四年七月三十	一日 令和四年七月三十	一日 令和四年七月三十	日 令和四年八月二十	一日 令和四年七月三十	日 令和四年七月三十	二十日 平成二十八年七月